

中野区

パートナーシップ宣誓の手引き

中野区では、多様な生き方、個性や価値観を受け入れることができる地域社会を実現することを目指し、パートナーシップの関係にある同性のおふたりから、その旨の書類の提出を受けることにより、受領証を交付する「中野区パートナーシップ宣誓」の取組を平成30（2018）年8月20日から実施しています。

<問合せ・各種手続き受付窓口>

中野区企画部企画課平和・人権・男女共同参画係

住 所 : 〒164-8501

中野区中野4丁目8番1号（区役所4階10番窓口）

電 話 : 03-3228-8229

ファクス : 03-3228-5476

ホームページ : <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/101500/d026072.html>

パートナーシップ宣誓 主な手続き早見表

●区に提出するもの ◇区から交付するもの

こんな時は…	手 続 き				ページ
	予約	来 庁			
これから宣誓する方					
<input type="checkbox"/> 宣誓をしたい 宣誓書受領証の交付を受けたい 《 宣 誓 》	事前連絡（来庁日時等）	必要書類 ●住民票の写し ●戸籍抄本 を持参	宣誓 ●宣誓書の記入	交付 ◇宣誓書受領証の交付	3
<input type="checkbox"/> （公正証書等受領証の交付を併せて受けたい）《交付申請》		（●公正証書等 を持参）	（●交付申請書の記入）	（◇公正証書等 受領証の交付）	
既に宣誓済みの方					
<input type="checkbox"/> 公正証書等受領証の交付を受けたい （既に提出している公正証書等の内容を変更・追加したい）《交付申請》	事前連絡（来庁日時等）	必要書類 ●公正証書等 ●住民票の写し ●戸籍抄本 を持参	交付申請 ●交付申請書の記入	交付 ◇公正証書等受領証の交付	6
<input type="checkbox"/> 氏名や住所が変わった <input type="checkbox"/> 受領証を紛失した 破いた・汚した 《再交付申請》	事前連絡（来庁日時等）	必要書類 ●住民票の写し ●戸籍抄本 ●過去に交付を受けた全ての受領証 （紛失の場合を除く） を持参	再交付申請 ●再交付申請書を記入	交付 ◇新たな宣誓書受領証 （◇新たな公正証書等受領証） の交付	9
<input type="checkbox"/> 要件を満たさなくなった （区外転出等） 《 返 還 》	事前連絡（来庁日時等）	必要書類 ●過去に交付を受けた全ての受領証 を持参	返還 ●返還届を記入		11

※住民票の写しは、世帯全員のもので続柄が記載されたものをご用意ください。

※各種手続きにおいて、住民票の写しや戸籍抄本を区に提出した日の翌日から起算して6か月以内に交付申請や再交付申請をする場合は、氏名・住所変更の場合を除き、住民票の写しや戸籍抄本の添付は不要です。詳しくは6・9ページをご覧ください。

目次

1	パートナーシップとは【定義】	1
2	パートナーシップ宣誓をすることができる方【要件】	1
3	各種手続きにあたっての事前連絡	2
4	初めてパートナーシップ宣誓をする場合 (公正証書等受領証の交付を併せて希望する場合を含む)	3
5	パートナーシップ宣誓書受領証の交付日以降に、公正証書等受領証の交付 申請を行う場合	6
6	住所・氏名を変更した場合や受領証を紛失した、汚した場合等 (受領証の再交付)	9
7	受領証を返還する場合	11
8	宣誓書等の代筆	13
9	通称の使用	13

1 パートナーシップとは【定義】

《要綱第2条第1号》

おふたりが「パートナーシップの関係にある」とは、次の場合をいいます。

《中野区におけるパートナーシップの定義》

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、互いが協力し合いながら、継続的に同居して共同生活を行っている、又は継続的に同居して共同生活を行うことを約している、戸籍上の性別が同一である2人の者に係る社会生活関係をいう。

2 パートナーシップ宣誓をすることができる方【要件】

《要綱第3条》

おふたりが、次の全てに該当していることが必要です。

- パートナーシップの関係にあること ⇒「1 パートナーシップとは【定義】」
- 宣誓を行う当日に成年であること
- 住所について、次のいずれかに該当すること
 - ・ 双方が区内の同一所在地に住所を有している
 - ・ 一方が区内に住所を有し、他方が当該住所を自らの住所とすることを予定している
 - ・ 双方が区内の同一所在地に住所を有することを予定している
- 双方に配偶者等がないこと
- 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと
- 双方が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと

《直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係》

- ・ 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- ・ 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- ・ 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

3 各種手続きにあたっての事前連絡

《要綱第11条》

パートナーシップ宣誓の各種手続きを希望する方は、必ず、事前（来庁日の前日まで）に、希望する手続きや来庁日時等を以下の連絡先へお知らせください。

連絡先

中野区企画部企画課平和・人権・男女共同参画係

《電話》03-3228-8229（※）

《ファクス》03-3228-5476

※受付時間

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

— 事前連絡の際に確認させていただく内容 —

●事前連絡の際には、次の表の内容についてお伺いします。

《事前連絡内容》

項目	内容
1 希望する手続きの内容	次の中から、希望する手続きをお知らせください。 <input type="checkbox"/> 宣誓をしたい（宣誓署受領証の交付のみ） <input type="checkbox"/> 宣誓をしたい（公正証書等受領証の交付を併せて受けたい） <input type="checkbox"/> 既に宣誓をしており、公正証書等受領証の交付を追加して受けたい <input type="checkbox"/> 既に提出している公正証書等の内容を変更・追加したい <input type="checkbox"/> 氏名や住所が変わった、受領証を紛失した・破いた・汚した <input type="checkbox"/> 要件を満たさなくなった（区外転出等） <input type="checkbox"/> 既に（令和3年1月以前に）宣誓をしており、カードサイズの受領証の交付を受けたい
2 おふたりの氏名	手続きをするおふたりの氏名をお知らせください。
3 来庁予定日時	来庁予定日時をお知らせください。 ※下記の受付時間帯よりお選びください。
4 連絡先	日中に連絡のつく電話番号等をお知らせください。
5 その他	その他特段の事情（一方または双方が今後中野区に転入予定、受領証に表示する氏名は通称を希望する等）がある場合は、お知らせ下さい。

《窓口受付時間》

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

※第2・4火曜日（祝日、年末年始を除く）は、午後8時まで

4 初めてパートナーシップ宣誓をする場合

(公正証書等受領証の交付を併せて希望する場合を含む)

《要綱第4条・第5条》

事前連絡 (来庁の前日までに)

事前(宣誓日の前日まで)に、電話等で、希望する手続きや来庁予定日等をお知らせください。 ⇒ 「3 各種手続きにあたっての事前連絡」

来庁

予約した日時に、次の必要書類と本人確認書類を持参し、おふたりで窓口(区役所4階10番窓口)にお越しください。

《必要書類》

● 世帯全員の住民票の写し 各1通

※続柄記載、発行から3か月以内のもの。なお、おふたりが同一世帯の場合は1通で可。

● 戸籍抄本 各1通

※発行から3か月以内のもの。

※外国籍の方は、戸籍抄本に代わる書類として、本国が発行する婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明できる書類(発行から6ヶ月以内のもの)とその日本語訳。

⊕ 《併せて公正証書等受領証の交付をご希望の方》

上記の書類の他に、以下の書類をご提出ください。

● 公正証書等

※公正証書等を除き、提出書類は返却しません。

《本人確認書類》

以下の書類のうちいずれか1点

● 個人番号カード(マイナンバーカード)

● パスポート(一般旅券)

● 運転免許証

● その他、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの(船員手帳、身体障害者手帳等)

※上記の書類がない場合は、次の①の中から1点と②の中から1点、または①の中から2点をご用意ください。

① 健康保険証、年金手帳、年金証書等

② 写真付の学生証や法人の発行した身分証明書等

書類の記入・提出等



窓口にて、本人確認及び持参した資料を提出し、以下の書類を記入していただきます。

《記入書類》

- パートナーシップ宣誓書兼パートナーシップ宣誓書受領証交付申請書（第1号様式）



《併せて公正証書等受領証の交付をご希望の方》

上記の書類の他に、以下の書類もご記入ください。

- パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書（第3号様式）

受領証の交付

ご提出いただいた書類により、宣誓要件を満たしていると認められた場合、以下の書類を交付します。

《交付書類》

- パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式） 2通

※ご提出いただいた「パートナーシップ宣誓書兼パートナーシップ宣誓書受領証交付申請書（第1号様式）」の写しも併せてお渡しします。



《併せて公正証書等受領証の交付をご希望の方》

上記の受領証の他に、以下の受領証も交付します。

- パートナーシップ公正証書等受領証（第4号様式） 2通

※ご提出いただいた「パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書（第3号様式）」の写しも併せてお渡しします。

※ご提出いただいた公正証書等は、区で写しを取ったうえで、ご返却します。

※ご来庁の際、手続きに要する時間

パートナーシップ宣誓書受領証のみの場合 30分程度

パートナーシップ公正証書等受領証も受ける場合 60分程度

— 宣誓の時点で、おふたりが区内の同一所在地に住所を有していない場合 —
“その事実が確認できる書面”をご提出ください。

住所の要件について、次に該当する方は、売買契約書や賃貸借契約書の写し等、当該住所におふたりで居住する予定であることが確認できる書面をご提出ください。

- 一方が区内に住所を有し、他方が当該住所を自らの住所とすることを予定している。
- 双方が区内の同一所在地に住所を有することを予定している。

上記の方については、他の宣誓要件をすべて満たしている場合は、住所欄に「予定住所」である旨を記した受領証を交付します。

なお、転入等の後、すみやかに新たな「世帯全員の住民票の写し」を提出してください。当該住民票の写しを確認の上、改めて受領証（予定住所である旨の文言を除いた新たな受領証）を交付します。

5 パートナーシップ宣誓書受領証の交付日以降に、公正証書等受領証の交付申請を行う場合 《要綱第5条》

この申請は、既に区から「パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）」の交付を受けた方が行うことのできる手続きです。

事前連絡（来庁の前日までに）



事前（申請日の前日まで）に、電話等で、希望する手続きや来庁予定日等をお知らせください。 ⇒ 「3 各種手続きにあたっての事前連絡」

来庁

予約した日時に、次の必要書類と本人確認書類を持参し、窓口（区役所4階10番窓口）にお越しください。

《必要書類》

- 世帯全員の住民票の写し 各1通
※続柄記載、発行から3か月以内のもの。なお、おふたりが同一世帯の場合は1通で可。
- 戸籍抄本 各1通
※発行から3か月以内のもの。
※外国籍の方は、戸籍抄本に代わる書類として、本国が発行する婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明できる書類（発行から6ヶ月以内のもの）とその日本語訳。
- 公正証書等
※宣誓日の翌日から起算して6ヶ月以内に公正証書等受領証の交付申請をする場合は、原則として、「世帯全員の住民票の写し」と「戸籍抄本」（婚姻要件具備証明書等も同様）の提出は不要です。

※公正証書等を除き、提出書類は返却しません。

《本人確認書類》

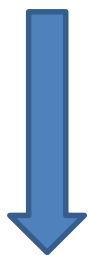
以下の書類のうちいずれか1点

- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- パスポート（一般旅券）
- 運転免許証
- その他、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの（船員手帳、身体障害者手帳等）

※上記の書類がない場合は、次の①の中から1点と②の中から1点、または①の中から2点をご用意ください。

- ① 健康保険証、年金手帳、年金証書等
- ② 写真付の学生証や法人の発行した身分証明書等

書類の記入・提出等



窓口にて、本人確認及び持参した資料を提出し、以下の書類を記入していただきます。

《記入書類》

- パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書（第3号様式）

受領証の交付

ご提出いただいた書類に基づき、以下の書類を交付します。

《交付書類》

- パートナーシップ公正証書等受領証（第4号様式）2通

※ご提出いただいた公正証書等は、区で写しを取ったうえで、ご返却します。

※ご来庁の際、手続きに要する時間は、60分程度です。

— 公正証書等受領証を交付する公正証書等の例 —

- 以下のいずれかのことが明記された「合意契約公正証書」または「公証人の認証を得た書面（宣誓認証・私文書認証）」
 - ・ パートナーシップの関係にあること
 - ・ 互いが協力し、共同生活に必要な費用を分担することについて合意していること
 - ・ 療養看護にかかる委任
 - ・ 財産管理等に係る委任
 - ・ その他委任例) パートナーシップの関係にある相手の親や子の療養看護にかかる委任等
- 任意後見契約公正証書

— 既に提出している公正証書等の内容を変更したい（追加を含む） —

《要綱第5条第3項・第4項》

「パートナーシップ公正証書等受領証（第4号様式）」の交付を受けた方が、既に提出している公正証書等の内容を変更（追加を含む）する場合は、「5 パ

ートナーシップ宣誓書受領証の交付日以降に、公正証書等受領証の交付申請を行う場合」と同様の手続きをしてください。

過去に受領証の交付を受けた公正証書等と新たな公正証書等の提出、既におふたりに交付した公正証書等受領証の返還が必要です。

6 住所・氏名を変更した場合や受領証を紛失した、汚した場合等 (受領証の再交付)

《要綱第6条》

区から「パートナーシップ宣誓書受領証(第2号様式)」や「パートナーシップ公正証書等受領証(第4号様式)」の交付を受けた方で、住所(区内転居)、氏名を変更した場合や、受領証を紛失してしまった場合等、次に該当する場合は、受領証の再交付申請をすることができます。

《再交付申請が必要な場合》

- 宣誓書受領証又は公正証書等受領証を紛失したとき
- 宣誓書受領証又は公正証書等受領証を毀損し、又は汚損したとき
- 宣誓者の氏名の変更があったとき
- 宣誓者の双方が転居(住民票上の住所を区内の同一所在地に変更)をしたとき

事前連絡(来庁の前日までに)

事前(申請日の前日まで)に、電話等で、希望する手続きや来庁予定日等をお知らせください。 ⇒ 「3 各種手続きにあたっての事前連絡」

来庁

予約した日時に、次の必要書類と本人確認書類を持参し、窓口(区役所4階10番窓口)にお越しください。

《必要書類》

- 世帯全員の住民票の写し 各1通
※続柄記載、発行から3か月以内のもの。なお、おふたりが同一世帯の場合は1通で可。
- 戸籍抄本 各1通
※発行から3か月以内のもの。
※外国籍の方は、戸籍抄本に代わる書類として、本国が発行する婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明できる書類(発行から6ヶ月以内のもの)とその日本語訳。
- 交付済みの受領証(紛失の場合を除く)

※宣誓日の翌日から起算して6ヶ月以内に公正証書等受領証の交付申請をする場合は、原則として、「世帯全員の住民票の写し」と「戸籍抄本」(婚姻要件具備証明書等も同様)の提出は不要です。ただし、住所変更の場合は「世帯全員の住民票の写し」、氏名変更の場合の「戸籍抄本」は、前回の提出から6ヶ月未満であっても必ず提出してください。

※提出書類は返却しません。

《本人確認書類》

以下の書類のうちいずれか1点

- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- パスポート（一般旅券）
- 運転免許証
- その他、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの（船員手帳、身体障害者手帳等）

※上記の書類がない場合は、次の①の中から1点と②の中から1点、または①の中から2点をご用意ください。

- ① 健康保険証、年金手帳、年金証書等
- ② 写真付の学生証や法人の発行した身分証明書等

書類の記入・提出等

窓口にて、本人確認及び持参した書類を提出し、以下の書類を記入していただきます。

《記入書類》

- パートナースhip宣誓書受領証等再交付申請書（第5号様式）

受領証の再交付

ご提出いただいた書類により、宣誓要件を満たしていると認められた場合、以下の書類を再交付します。

《交付書類》

申請内容に応じて、以下のいずれかまたは両方

- パートナースhip宣誓書受領証（第2号様式） 2通
- パートナースhip公正証書等受領証（第4号様式） 2通

※ご来庁の際、手続きに要する時間

パートナースhip宣誓書受領証のみの場合	30分程度
パートナースhip公正証書等受領証も受ける場合	60分程度

7 受領証を返還する場合

《要綱第8条》

区から「パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）」や「パートナーシップ公正証書等受領証（第4号様式）」の交付を受けた方で、区外転出により宣誓要件を満たさなくなった場合等、次に該当する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第6号様式）」により、すみやかに受領証を返還してください。

《受領証の返還が必要な場合》

- 宣誓要件を満たさなくなったとき
⇒「2 パートナーシップ宣誓をすることができる方【要件】」参照
- 宣誓者の一方が死亡したとき
- 双方が提出した宣誓書の取下げを希望するとき

事前連絡（来庁の前日までに）

事前（返還日の前日まで）に、電話等で、希望する手続きや来庁予定日等をお知らせください。 ⇒「3 各種手続きにあたっての事前連絡」

来庁

予約した日時に、次の必要書類と本人確認書類を持参し、窓口（区役所4階10番窓口）にお越しください。

《必要書類》

- 区から交付を受けた全ての受領証（おふたり分）

《本人確認書類》

以下の書類のうちいずれか1点

- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- パスポート（一般旅券）
- 運転免許証
- その他、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの（船員手帳、身体障害者手帳等）

※上記の書類がない場合は、次の①の中から1点と②の中から1点、または①の中から2点をご用意ください。

- ① 健康保険証、年金手帳、年金証書等
- ② 写真付の学生証や法人の発行した身分証明書等

書類の記入・受領証の返還等

窓口にて、本人確認のうえ、以下の書類を記入し、持参した受領証を返還していただきます。

《記入書類》

- パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第6号様式）

※ご来庁の際、手続きに要する時間は、10分程度です。

なお、事情により、おひとりで来庁し、手続きをされる場合（宣誓者の一方が死亡した場合を除く）は、来庁されなかったもう一方宛てに、受領証の返還を受けた旨を通知します。

8 宣誓書等の代筆

おふたりまたは一方が、パートナーシップ宣誓の手続き書類における氏名欄に自ら記入できないときは、おふたりの立ち会いの下で、他の方に代筆させることができます。代筆を希望する場合は、その旨を事前連絡の際にお知らせください。

ただし、宣誓や申請等は、ご本人が区に行く必要があります。代理の方が本人に代わって宣誓や申請等を行うことはできません。

9 通称の使用

《要綱第10条》

区から交付する「パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）」や「パートナーシップ公正証書等受領証（第4号様式）」に表示する氏名について、戸籍上の氏名と併せて、社会生活上日常的に使用している氏名（通称）の使用を希望するときは、各種手続き書類に記入する氏名について、戸籍上の氏名と通称を併記することができます。

通称を使用する場合は、通称を日常的に使用している事が分かる書類（通称が記載された消印付郵便物や社員証等）の写しをご提出ください。

なお、通称を使用する場合、受領証には当該通称を表示します。受領証に通称を表示することにより、提示先から戸籍上の氏名を確認する書類の提示等を求められることもありますので、あらかじめご了承ください。

「中野区パートナーシップ宣誓の手引き」

平成30年（2018年）8月15日発行

令和4年（2022年）4月1日最終改定

中野区企画部企画課 平和・人権・男女共同参画係